

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

岩手国民年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年2月まで
申立期間は無職だったため、母から援助を受けて国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

A市住民情報システムで管理されている国民年金の記録によると、申立期間において、申立人には国民年金被保険者の資格記録があり、同市からの情報に基づいて、平成22年7月1日に、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得日及び資格喪失日がオンライン記録に追加されている。

また、申立人は、申立期間前後に複数存在する厚生年金保険被保険者資格を喪失して再び同被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間において、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の母は「申立人がどうしても自力で納付できない場合には、私が援助して国民年金保険料を納付させた。また、申立人の弟についても同様に援助した。」と述べているところ、国民年金加入期間において、申立人の両親の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人の弟についても未納は無い。

以上のことを踏まえると、申立人及びその両親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立人の申立期間に係る保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
私は、申立期間に係る国民年金保険料を漏れなく納付していたはずであり、当時の家計簿にも保険料を納付した記載がある。
したがって、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された昭和 43 年の家計簿には、9 月 20 日の欄に生活費などとともに「国民年金 1,350 円」、「3 月迄支払い」との記載があり、その金額は 43 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料額と一致していることから、申立人は当該期間に係る保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて現年度納付されている上、A 町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、先に納付期限が到来する月の保険料から順次納付していることなどを踏まえると、前述のとおり、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの保険料を納付したものと推認できる申立人が、その前の期間である 43 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 41 年 11 月から 43 年 5 月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付については、母親が家族の分と一緒にしてくれた。したがって、申立期間①及び②が未納期間、申立期間③が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母が、申立人及びその妹の国民年金の加入手続をしてくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で昭和 36 年 12 月に払い出されている上、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立人は、家族の国民年金保険料は申立人の母が納付してくれたとしているところ、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妹については、申立期間①のうち、20 歳に達した昭和 36 年*月以降の保険料は納付済みとなっている。

申立期間②について、申立人は、申立人の母が、母自身、申立人及びその妻の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、申立人の母は、申立期間②を含め、国民年金加入期間において保険料を完納している。

これらのことを踏まえると、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母の保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立期間①及び②のみ申立人

だけが保険料を未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間③について、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしており、申立人の母は既に他界していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について具体的な供述を得ることができなかった。

また、A市作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間③は国民年金の未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することができなかった期間と考えられる。

このほか、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び41年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。